

防衛庁本庁の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条及び防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第11条の規定に基づき、東北防衛局における公印に関する規則を次のように定める。

平成19年9月1日

東北防衛局長 酒井 隆

### 東北防衛局における公印に関する規則

改正 平成26年3月31日 東北防衛局達第5号  
平成28年3月31日 東北防衛局達第3号  
令和2年3月31日 東北防衛局達第1号  
令和2年12月24日 東北防衛局達第5号

#### （目的）

第1条 この規則は、防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条及び防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第11条の規定に基づき、東北防衛局における公印の名称、寸法、作成、登録、取扱手続及び管理、保管方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （公印の寸法等）

第2条 公印の寸法は、別表に掲げるとおりとする。

2 公印は、左横彫りとし、その書体は、てん書とする。

#### （公印の届出）

第3条 公印を作成、改刻又は廃止したときは、本局にあっては各部長及び会計監査官が、三沢防衛事務所及び郡山防衛事務所にあっては各所長が、遅滞なく別記様式第1による公印作成（改刻）届又は別記様式第2による公印廃止届を東北防衛局長（以下「局長」という。）あて提出するものとする。ただし、改刻と同時に旧印を廃止する場合は、公印廃止届の提出を省略することができるものとする。

#### （公印の登録）

第4条 東北防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）は、別記第3号様式による公印登録簿を備えるものとする

2 総務部長は、前条に定める公印作成（改刻）届又は公印廃止届が提出されたときは、前項に定める公印登録簿に登録又は登録を抹消するものとする。

#### （押印）

第5条 公印の押印は、決裁済みの起案文書に基づいて、官職印については当該官職にある者又はその指定した者、局印については局長又はその指定した者が行うもの

とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、一定の字句及び内容の文書（小切手、国庫金振替書及び現金等の領収を証する書類を除く。）に公印を多数押印する場合において、支障がないと認められるときは、公印の保管責任者（以下「保管責任者」という。）は、その押印に代えて公印の朱色の印影を当該文書と同時に印刷することができる。

（保管責任者）

第6条 保管責任者は、官職印については当該官職にある者、局印については局長が指定した者とする。

（保管）

第7条 公印は、金庫その他保管の確実なところに格納し、保管責任者がこれに施錠のうえ厳重に保管するものとする。

（廃印の処置）

第8条 保管責任者は、使用廃止された公印を、物品管理法（昭和31年法律第113号）第10条第2項に定める物品供用官に返納するものとする。

附 則

この規則は平成19年9月1日から施行する。

附 則 〔平成26年3月31日東北防衛局達第5号〕

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 〔平成28年3月31日東北防衛局達第3号〕

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 〔令和2年3月31日東北防衛局達第1号〕

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 〔令和2年12月24日東北防衛局達第5号〕

この達は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）公印の名称及び寸法

公 印 の 名 称	寸法 (ミリメートル)
東北防衛局会計監査官の印	2 3
東北防衛局総務部長の印	2 3
東北防衛局企画部長の印	2 3
東北防衛局調達部長の印	2 3
東北防衛局総務部総務課長の印	2 0
東北防衛局総務部会計課長の印	2 0
三沢防衛事務所長の印	2 0
郡山防衛事務所長の印	2 0
歳入徴収官東北防衛局総務部長印	2 3
支出負担行為担当官東北防衛局長印	2 3
支出官東北防衛局総務部長印	2 3
契約担当官東北防衛局長印	2 3
契約担当官三沢防衛事務所長印	2 3
契約担当官郡山防衛事務所長印	2 3
東北防衛局収入官吏印	2 3
資金前渡官吏東北防衛局総務部会計課課長補佐印	2 3
資金前渡官吏三沢防衛事務所長印	2 3
資金前渡官吏郡山防衛事務所長 印	2 3
東北防衛局歳入歳出外現金出納官吏印	2 3
三沢防衛施設事務所歳入歳出外現金出納官吏印	2 3
物品管理官東北防衛局総務部長印	2 3
物品管理官東北防衛局企画部長印	2 3
特別調達資金契約等担当官東北防衛局長印	2 3
特別調達資金出納命令官東北防衛局総務部長印	2 3
分任物品管理官三沢防衛事務所長印	2 3
分任物品管理官郡山防衛事務所長印	2 3
有価証券取扱主任官東北防衛局総務部会計課課長補佐印	2 3
特別調達資金出納官吏三沢防衛事務所長印	2 0
東北防衛施設地方審議会の印	3 0
東北防衛施設地方審議会長の印	3 0

(別記様式第1)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

東北防衛局長 殿

官職 氏 名

公 印 作 成 ( 改 刻 ) 届

の公印を次の理由により作成（改刻）したので、別紙公印登録簿のとおり、お届けします。

理由：

別紙：公印登録簿 枚

- 注：1 第3号様式は、公印1個ごとに2通提出のこと。  
2 不要の文字を抹消すること。

A4

(別記様式第2)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

東北防衛局長 殿

官職 氏 名

公 印 廃 止 届

の公印を次の理由により廃止したのでお届けします。

理由：

別紙：公印印影票 枚

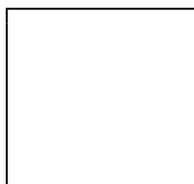
A4

公 印 印 影 票

1 公 印 名	
2 使 用 部 課 名	
3 使 用 期 間	
4 印 影	
備 考	

(別記様式第3)

公 印 登 録 簿  
印



1 使用部課等名	
2 調製年月日	
3 調製部課等名	
4 使用開始年月日	
5 官職又は機関名	
6 押印者名	
7 保管責任者名	
8 登録年月日	
9 廃止届出年月日	
備 考	

注：8，9は、総務課において記入すること。